ことしん車検定期積金（スーパー積金）商品説明書

商　品　名	ことしん車検定期積金（スーパー積金）
ご利用いただける方	・個人の方
期　　間	・１年以上３年以下（初回契約のみ６ヵ月以上１年未満可）
預　　入 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・定期的に掛金の払込みができます。 ・５,０００円以上 ・１００円単位。ただし、給付契約額を最終回掛金により調整する場合（甲種）は、最終回のみ１円単位
払出方法	・満期日以後に一括してお支払いいたします。
利　息（給付補填金） （１）適用金利 （２）利払方法 （３）計算方法	 ・固定金利（契約時の店頭表示の利率「年利回り」を満期日まで適用します。） ・給付補填金は満期日以後に一括してお支払いいたします。 ・給付補填金は付利単位を１円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税　　金	・平成 25 年 1 月 1 日からお受け取りになる給付補填金（お利息）には「復興特別所得税」が追加課税されますので 20.315%（所得税 15.315%　住民税 5%）の税金がかかります。 ※（なお、マル優はご利用いただけません。）
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回掛込日から解約日までの期間が１年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回掛込日から解約日までの期間が１年以上の場合 約定年利回り×６０％
苦情処理措置 紛争解決措置 について	**・苦情処理措置** 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、各営業店または営業推進部（９時～１７時、電話：0120－160－455）にお申し出ください。 **・紛争解決措置** ・滋賀弁護士会（電話：077－522－3238） ・東京弁護士会（電話：03－3581－0031） ・第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588） ・第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、営業推進部または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：03－3517－5825）にお申し出ください。
その他参考となる事項	・掛け込みが遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象預金です。 預金保険制度により当金庫の本支店に複数の預金がある場合には、それらの預金元本を合計して１,０００万円までとその利息が保護されます

（令和 6 年 11 月 1 日現在）